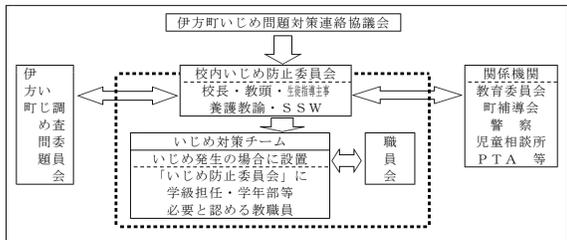


# 伊方町立三崎中学校 『いじめ防止基本方針』

## 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめとは、「生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」である。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての生徒・教師が「いじめ0」の基本方針の下、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、保護者・地域・各関係機関と連携・協力を図りながら学校全体でいじめ問題を十分に認識し、日々「未然防止」「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に取り組むための対策を行う。

## 2 組織体制



## 3 未然防止のための取組

いじめ問題において、「いじめが起らない学級・学校づくり」等の未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、正しい人権感覚を育てていく必要がある。

- 生徒や学級の様子を把握する。  
(授業中・休み時間・部活動等での生徒についての教職員間の情報交換・教育相談体制の充実)
- いじめ問題等への具体的な指導計画を作成する。
- 教職員の協力体制（気軽に相談できる雰囲気）の強化を図る。
- 道徳・学級活動・学校行事等を通して、互いに認め合える人間関係づくりを行う。  
(各集会活動、大谷中との交流活動、メイク・ア・ウィッシュ活動等)
- 人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。  
(生徒会による人権集会や講演会の実施、道徳の時間等の人権学習、人権作品や作文づくり、各種活動における異年齢集団での取組等)
- 保護者や地域への働き掛けを積極的に行う。  
(ホームページや学校便り、学級通信を通しての啓発や情報発信・授業参観における道徳や特活授業の公開・学年PTAでの話し合い等)

## 4 早期発見

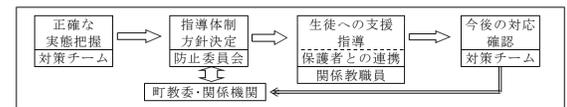
いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や生徒が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、生徒に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

- 教職員間の情報共有の場の設定を行う。  
(生徒指導部会(全教職員で月1回)、学年部会、配慮生徒等の連絡会等)
- 生活アンケート調査(学期ごと)、各種学力調査における質問紙調査を実施する。
- 日記「あゆみ」指導を通して教職員との信頼関係づくりを図る。
- 教育相談週間を設ける。  
・全生徒に対して毎学期1回の教育相談の実施  
・相談室開設：SSWと生徒・保護者に対して必要に応じて実施  
・毎月1回の定期教育相談の実施
- 保護者との連携・協力のための信頼関係づくりを行う。

## 5 早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが重要である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

- いじめ対応の基本的な流れ



- いじめを受けた生徒・保護者に対して
  - 事実確認とともに、共感することで心の安定を図る。
  - 「守り抜く」「秘密を守る」等を伝え安心させる。
  - 必ず解決できる、自信(自尊感情を高める)を持たせる。
  - その日の内に家庭訪問し、事実関係と今後の指導方針を伝える。
  - 家庭と連携を取り、継続して解決に向けて取り組むことを伝える。
  - 家庭での生徒の変化に気を付けてもらい、今後の相談体制を確認する。
- いじめをした生徒に対して
  - 事実確認やそのときの気持ちを十分に聞き、背景にも目を向け指導する。
  - 教育的配慮の下、毅然とした対応を粘り強く行い、許されない行為だということを認識させる。
  - 保護者にも正確な事実関係を説明し、より良い解決を図ろうとする思いを伝え家庭での指導・協力を依頼する。
- 周りの生徒たちに対して
  - 当事者だけの問題にとどめず、学校全体の問題として考える。
  - 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学校全体に示す。
  - いじめを訴えること、無くしていくことは正義に基づいた行動であることを示す。
- 今後の継続した指導・対応
  - 教育相談・日記・アンケート調査等、その後の状況把握に努める。
  - 双方の生徒について、関係機関の活用を含め、継続した心のケアに当たる。
  - 事例を詳しく検証し、再発防止・未然防止のための対策・取組に生かす。

## 6 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

- 未然防止
  - 保護者と連携・協力し、学校と家庭で把握・指導する。  
(インターネットの利用方法や携帯電話等のフィルタリングについての家庭でのルールづくりや使用の把握＝PTA講演研修や参観日・学級PTA等)
  - 生徒への情報モラル教育の充実  
(授業や学級・全体指導等で危険性・犯罪性・人権侵害ということをトラブル事例を通して認識させる。)
  - 生徒・保護者へのアンケート調査の実施  
(インターネット・携帯電話等・ゲーム機による通信機器等)
- 早期発見・早期対応
  - 保護者との連携・協力
  - 警察署・関係機関との連携・支援協力

## 7 重大事態への対応

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」このような場合を重大事態ととらえ、これを伊方町教育委員会に報告するとともに「いじめ問題調査委員会」の設置を求め、必要な調査・連携を図る。

- 重大事態が発生した旨を伊方町教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、該当事態に対処する組織を設置する。(2：組織体制)
- 上記調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- 調査結果を伊方町教育委員会に報告する。
- 調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

## 8 指導計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えたと同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが重要である。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
取組	防止委員会	学校生活(1)			防止委員会	学校生活(1)	人権講演会		学校生活(1)	防止委員会		
	校内研修 方針説明	校内研修(生徒)		校内研修(1期) 個人研修	校内研修(2期) 個人研修	校内研修(1期) 個人研修	校内研修(2期) 個人研修		校内研修(1期) 個人研修	校内研修(2期) 個人研修		
内容	道徳・教科・学活等											
	教育相談(定期:月1回・全生徒;学期1回・教育相談室(SSW)の開設)											
	各学級での人権・同和問題学習											
	生徒指導部会(毎月1回実施)											
P 会	方針説明											
	人権参観日											